

お知らせ

悩んでいませんか
職場でのセクシュアルハ
ラスメント

職場でセクハラ被害にあった時は、雇用均等室にご相談ください。当室では、専門の相談員が相談に応じ、問題の解決のお手伝いをします。相談は全て無料です。あなたのプライバシーは守られます。匿名で相談することもできますので安心してご相談ください。

■問い合わせ／

厚生労働省山口労働局
雇用均等室
☎083(995)0390

知っていますか？
建退共制度

この制度は、建設現場で働く方々のために「中小企業退職金共済法」という法律により国が作った退職金制度です。

■加入できる事業主／
建設業を営む方

■対象となる労働者／
建設業の現場で働く人

■掛金／日額310円
■問い合わせ／

建退共山口支部
☎083(924)9466

交通遺児等育成資金貸
付・重度後遺障害者介護
料支給のご案内

独立行政法人自動車事故対策機構では、自動車事故によって保護者が死亡されたり、重度の後遺障害者になられた方のお子さん(0歳から中学生まで)に対して、無利子の育成資金をお貸ししています。また自動車事故により、脳、脊髄、または胸部腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を残し、常時または随時の介護が必要な状態である方へ介護料を支給しています。

詳しくは独立行政法人自動
車事故対策機構山口支所(☎

083-924-5419)へ
お問い合わせください。

「外国人雇用状況の届出」
は、全ての事業主の義務
です!

雇用対策法の改正により、昨年10月1日から外国人を雇用する場合は、外国人を雇用する
場合のルールが新しくなりま
した。

施行日前(平成19年9月30日
以前)から継続雇用している外
国人に係る届出を忘れていま
せんか?

○全ての事業主の方に、外国人(特別永住者を除く)の雇入れと離職の際に、その都度、当該外国人の氏名、在留資格等を確認し、ハローワークに届け出ることが義務付けられています。

○また、新規雇入れの場合のほか、施行日前(平成19年9月30日以前)から継続雇用している外国人についても、平成20年10月1日までに、在留資格等を確認のうえ、同様の届出を行うことが事業主の方に義務付けられています。

○前記について届出を怠ると、30万以下の罰金が科せられる場合があります。

○届出制度の詳細については、「山口労働局」のホームページに掲載していますのでご利用ください。

■問い合わせ／

ご不明な点等ありましたら、山口労働局職業対策課(☎083-995-0383)または最寄りのハローワーク柳井(☎0820-22-2661)に、お気軽にお問い合わせください。

浄化槽の日

10月1日は「浄化槽の日」です。浄化槽を使用されている方は、①保守点検、②清掃

を実施し、③法定検査を受けましょう。

■問い合わせ／

柳井環境保健所
☎0820(22)3631

平成21年版山口県民手帳(予約不要)

予約をしなくても、政策企画課、各総合支所・出張所で購入できます。

- ◆サイズ/縦14×横8センチメートル
- ◆販売価格/500円(税込み)
- ◆販売開始予定日/11月10日(月)
- ◆問い合わせ/政策企画課☎74-1007

住宅土地統計調査にご協力をお願いします。

10月1日に平成20年住宅・土地統計調査が行われます。この調査は全国の約350万の世帯が対象となる、住宅・土地に関する最も基本的な調査です。知事が任命した調査員が9月中旬から調査票を持ってお宅にお伺いしますので、調査票への記入をお願いします。なお、調査内容を統計の作成以外の目的に使用することは一切ありません。

総務省統計局

ノーマイカーデーに挑戦!

10月15日(水)、本県では初めて、県内一斉にノーマイカーデーに取り組みます。今、ガソリンなど化石燃料の使用による地球温暖化が私たちにとって大きな課題となっています。日ごろ、マイカー通勤されている方は、この日は徒歩や自転車、バスなどで通勤し、これをきっかけに可能な限り、車の使用を控えるエコライフに取り組みませんか。

◆連絡・問い合わせ／

県環境政策課地球温暖化対策班
☎083(933)2690
町生活衛生課
☎79-1010

